令和５年４月改訂

水戸市立赤塚小学校

「いじめ防止基本方針」

目　　次

Ⅰ　いじめ防止のための基本方針

1　いじめの定義

2　いじめに対する基本的な認識

3　いじめに対する責務

（1）　水戸市立赤塚小学校いじめ防止対策委員会の設置

（2）　いじめ未然防止に向けて

（3）　いじめの早期発見のために

（4）　いじめの早期解消のために

4　重大事態への対処

Ⅰ　いじめ防止のための基本方針

１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法　第２条）

この方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※　「一定の人間関係のある者」
　同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。
※　「心理的又は物理的な影響を与える行為」
＜心理的な影響を与える行為＞
- ◆　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- ◆　仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◆　イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ◆　パソコンや通信機器で誹謗中傷やイヤなことをされる。

＜物理的な影響を与える行為＞
- ◆　ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
- ◆　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

２　いじめに対する基本的な認識

（１）　本校職員は、以下の認識をもって指導に当たり、毎年度研修を重ね、いじめの未然防止に努めるものとする。

①　いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。
②　いじめは、人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない。
③　いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
④　いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
⑤　いじめられている児童を確認したときは、その児童の立場に立ち、絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う。
⑥　いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
⑦　いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触するものである。
⑧　日頃から、保護者との信頼関係を大切にし、地域や専門機関との連携協力に努める。

子どもの起こす問題は、大人社会の問題を写す鏡であり、大人の行為こそが問われているという認識をもって、この問題に取り組むものとする。

＜発達段階によるいじめの特徴＞

【低学年】　○　自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。
　　○　かかわり方の不器用さから相手に不快感を与える。

【中学年】　○　仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。
　　○　嫉妬心や支配欲から、いたずらやいやがらせをする。
　　○　自分たちの集団と異なる雰囲気をもった相手を排斥しようとする。

【高学年】　○　仲間はずれや無視、執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。
　　○　小集団同士の対抗意識が激しくなり、いじめに発展することが多い。
　　○　いじめがあっても、それをいじめと認める割合が急激に減少する。

【中学生】　○　他者がいじめられることを愉快に感じたり、他者がいじめられていることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。
　　○　小集団内で仲間同士の中傷から生じるいじめ、仲間内での優位性を誇示しようとするいじめ、仲間同士の結束を高めるためのいじめなどが多く見られる。

３　いじめに対する責務

（１）　水戸市立赤塚小学校いじめ防止対策委員会の設置

①　構成員

いじめ防止対策委員会

常時委員会（いじめ防止）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別活動主任、スクールカウンセラー（赤塚中）

・該当の学年主任及び学級担任
・関係する教職員
・スクールソーシャルワーカー
・PTA 本部役員
・市総合教育研究所

※　毎月、１回はいじめの有無の関係なく協議を行う。
※　スクールカウンセラーは、必要に応じて要請する。

②　役　割

○　未然防止のための教職員研修の計画（年間３回）（教頭、研究主任）
○　いじめの相談・通報の窓口（生徒指導主事、養護教諭）
○　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
（生徒指導主事）
○　いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応についての助言指導
（校長、教頭、スクールカウンセラー）

（２）　いじめの未然防止に向けて

①　児童による主体的ないじめ防止活動の取組

○　児童会の取組を通して、児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動し、いじめを許さない集団になるよう働きかける。
○　児童会が中心となり、マナーアップ運動やあいさつ運動、いじめをなくす取組等を企画し、年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。
○　縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。

○　水戸まごころタイム等で、地域のマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
○　自分たちで学級のルールをつくる話し合いを行うなど、特別活動の時間を充実させる。
○　道徳の時間等を通して、学級・学年・学校・社会が抱える問題を考えたり、地域での自分の行動を見つめさせたりする。

②　教職員の資質向上に向けた取組
○　すべての教育活動を通して、自分を大切にすることと同時に、他者を大切にする授業づくりを行う。
○　学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用した研修を計画的に実施する。
○　教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、言動には細心の注意を払うとともに、教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
○　常に、いじめに対する危機感をもち、教職員の研修を充実させ、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
○　地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

（３）　いじめの早期発見のために
①　いじめは、目の届きにくいところで発生することが多いため、学校・家庭・地域が協力して実態把握に努める。
②　毎月の生活アンケートによる調査の実施、日記指導、教育相談などを活用し、児童の声なき声に耳を傾ける。
③　保健室前の「相談ポスト」を活用する。児童には、不安や悩みは相談することで解消することがあることを伝える。
④　チェックシートの活用、校内巡視などを行い、児童の行動に目を向ける。
⑤　連絡帳の活用、電話連絡、家庭訪問、あいさつ運動などを通して、保護者と情報を共有する。
⑥　地域行事への参加、関係機関・民生委員との情報交換などを行い、地域・関係機関と連携する。

☆　「いじめ早期発見チェックシート」

チェック項目	
日頃と違う表情をしていないか。（視線は定まっているか。）	
理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。	
落ち着きがない、おどおどしている等の様子はないか。	
グループをつくるときにいつも最後まで残っている児童はいないか。	
友だちからのあいさつや言葉がけが少ない児童生徒はいないか	
一緒に遊んでいる友だちに、異常なほどの気遣いをしていないか。	
特定の児童生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。	
学級全体に無気力感が漂っていないか。	
一部のボス的な児童生徒を中心に小集団化して、相互の対立や享楽的雰囲気はないか	

☆　「児童生徒を観る具体的な視点」

Ａ　いつも一人で登校するか、友だちと登校していても表情が暗い。
Ｂ　朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
Ｃ　自分からあいさつをしようとせず、友だちからのあいさつや声かけもない。
Ｄ　教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
Ｅ　元気がなく、顔色がすぐれない。
Ｆ　はっきりした理由もなく欠席する。
Ｇ　健康観察で元気のない返事をしたり、返事をしなかったりする。
Ｈ　健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
Ｉ　遅刻・早退が目立ってきている。
Ｊ　発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
Ｋ　次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたり、そわそわしていたりする。

☆　「教師自らを振り返る視点」

ア　児童の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができているか。
イ　教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童の心理状態を把握しているか。
ウ　朝自習での態度やでき具合等を把握し、称賛・励ましと児童相互の教え合いを奨励しているか。
エ　健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしているか。
オ　朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせているか。
カ　朝の会等で、教師の温かい思いやりを学級の児童一人一人に伝える工夫をしているか。
キ　児童の遅れてくる原因を追及する前に、温かく迎える雰囲気を作っているか。
ク　次の学習に対しての意欲づけをしているか。

（４）　いじめの早期解消のために

○　いじめが確認されたときには、事実確認に基づき、迅速に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

①　いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、迅速で詳細な事実確認を行う。
②　学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的な対応をする。
③　いじめの起こった事実に基づき、児童やその保護者に説明責任を果たす。
④　いじめる児童には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
⑤　法を犯す行為に対しては、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。
⑥　いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合う。
⑦　必要に応じて、スクールカウンセラーなどの派遣手続きをとり、その活用を図り、関係児童の心のケアに努める。

＜いじめ発生時における連絡体制＞

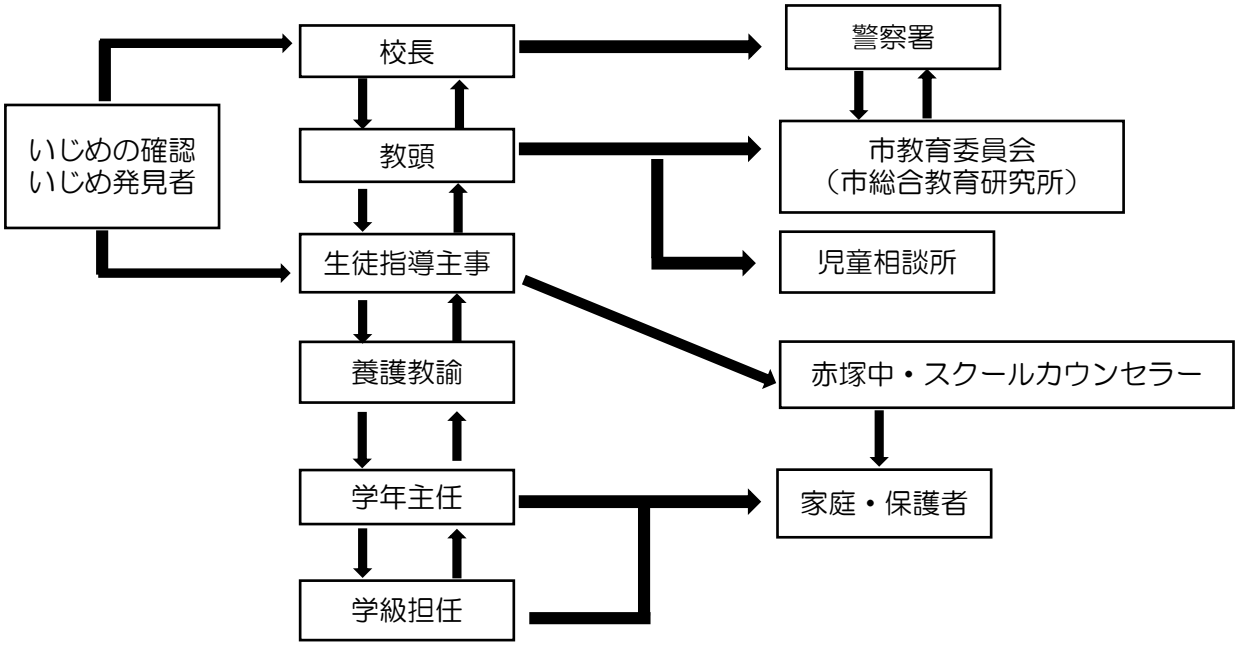

＜いじめ問題の解決のために＞

○　主として、小学校低学年に見られるような学級全体が被害者を嫌悪するようないじめの場合には、被害者の孤立感を代弁しながら、加害者を相手の立場に立たせていくような指導を行う。

○　主として、小学校高学年の同性の仲間集団に見られるグループ間の力関係を誇示するようないじめの場合には、加害者に自分の行為を客観的に見つめ直すような指導を行う。

○　主として、中学校に見られる被害者が仲間集団に拘束されているような場合には、集団内での行為が悪ふざけなのか、いじめなのかを区別する必要がある。その場合、加害者は「責任の回避」や「危害の否定」、「非難する者への非難」など、いじめを正当化することがある。当事者だけでなく、それ以外の言動や日頃の観察を通した指導が必要である。

（５）　<u>いじめの早期解消のために　＜いじめの解消の定義＞</u>

○　加害者に指導したり加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消するのではなく、次のア、イの両方が満たされた場合、いじめが解消したと判断する。

ア　いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していること。ただし、さらに長期の期間が必要であると学校の設置者又は学校が判断した場合は長期の期間を設定する。

イ　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。確認方法は被害者児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談を行う。

＜いじめ問題への対応の順序＞

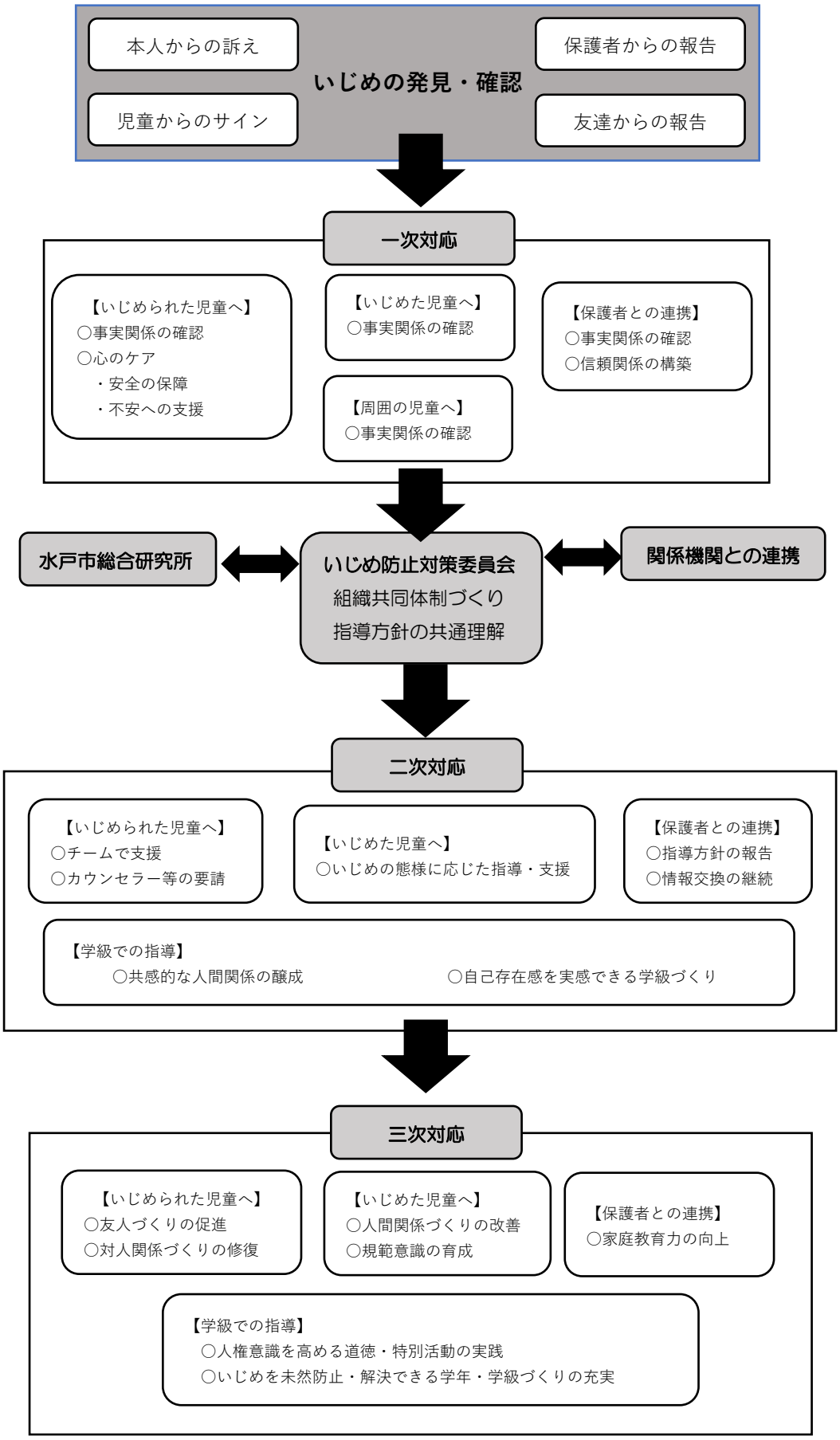
本人からの訴え
保護者からの報告
いじめの発見・確認
児童からのサイン
友達からの報告
一次対応
【いじめられた児童へ】
○事実関係の確認
○心のケア
・安全の保障
・不安への支援
【いじめた児童へ】
○事実関係の確認
【保護者との連携】
○事実関係の確認
○信頼関係の構築
【周囲の児童へ】
○事実関係の確認
水戸市総合研究所
いじめ防止対策委員会
組織共同体制づくり
指導方針の共通理解
関係機関との連携
二次対応
【いじめられた児童へ】
○チームで支援
○カウンセラー等の要請
【いじめた児童へ】
○いじめの態様に応じた指導・支援
【保護者との連携】
○指導方針の報告
○情報交換の継続
【学級での指導】
○共感的な人間関係の醸成
○自己存在感を実感できる学級づくり
三次対応
【いじめられた児童へ】
○友人づくりの促進
○対人関係づくりの修復
【いじめた児童へ】
○人間関係づくりの改善
○規範意識の育成
【保護者との連携】
○家庭教育力の向上
【学級での指導】
○人権意識を高める道徳・特別活動の実践
○いじめを未然防止・解決できる学年・学級づくりの充実

4　重大事態への対処

（１）　重大事態の意味

①　「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

児童が自殺を企画した場合	身体に重大な障害を負った場合	金品等に重大な被害を被った場合	精神性の疾患を発症した場合

②　「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間３０日を目安として欠席した場合	一定期間連続して欠席しているような場合

（２）　重大事態の報告

迅速に　水戸市教育委員会（水戸市総合教育研究所）への報告 → 市長への報告

（３）　重大事態の調査（「いじめ問題対策協議会」の設置）

①　重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

②　重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

③　いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

(4)重大事態の取り扱いについて

事実関係が確定した段階で重大事態として対応するのではなく、重大事態の「疑い」が生じた段階で調査を開始する。被害者児童や保護者から申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

＜重大事態への対応の順序＞

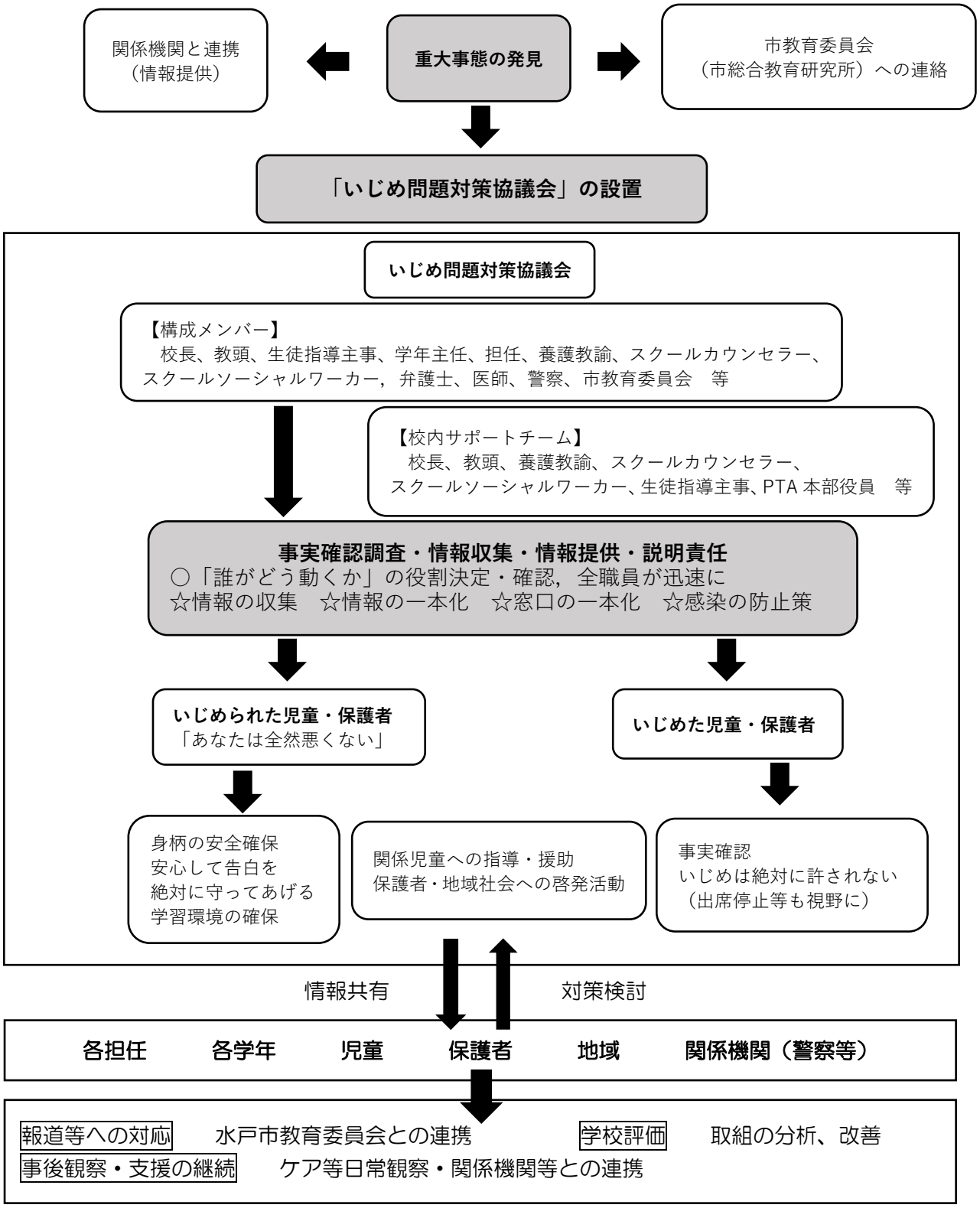

※　重大事態が発覚した時点で、緊急のいじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内サポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全児童の不安を解消させる。